

委員会議案第1号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年(2018年)5月17日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 安藤 博

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和42年彦根市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画振興部」を「市長直轄組織、企画振興部」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の彦根市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき在任する企画総務消防常任委員会の委員長、副委員長および委員は、改正後の彦根市議会委員会条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会の委員長、副委員長および委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による企画総務消防常任委員会の委員の残任期間とする。